

答申 情第24号

平成24年6月29日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成23年10月20日付FN○. 0・4・5により諮問のありました事案  
について、別紙のとおり答申します。

以 上

## 1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年8月17日付け建審第7号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開するべきである。

## 2 異議申立ての経緯

(1) 平成23年8月3日、異議申立人は、「建築審査課に保存している、——（市内のある住所）——に関する、都市計画法用途地域違反についての書類」について、相模原市情報公開条例（平成12年12月25日 条例第39号 以下「条例」という。）第6条第1項に基づき公文書の公開請求を行った。

(2) 平成23年8月17日、実施機関である建築審査課は、請求対象の公文書を「建築審査課に保存している、——（市内のある住所）——に関する、都市計画法用途地域違反についての書類」（決定通知書には「同上」と記載）と特定した上で、対象文書中「個人の氏名、住所、電話番号」を「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため（条例第7条第1号）」として非公開、並びに「是正指導の内容、建築物の所有者の発言・内容、苦情の内容」を「是正指導に関する情報であって、公開することにより当該事務の適正な指導に著しい支障を及ぼすおそれがあるため（同条第5号エ）」との理由で非公開とし、異議申立人に一部公開決定通知書を送付した。

(3) 平成23年10月6日、異議申立人は本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、平成23年10月20日、当審査会に対し条例第17条に基づく諮問を行った。

## 3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書及び平成23年12月19日の審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

通報・苦情相談票のうち、平成23年6月28日分は公開されているが、7月5日、7月20日の内容及び平成19年9月21日に事業者から市（環境保全課あて）に送られたメールの内容は、ほとんどがマスキングされ想定不可である。個人情報に記載されている部分を、市は「適正な指導に著しい支障を及ぼすおそれがあるため」として非公開としているが、この部分は、明らかに、事業者と是正指導の立場にある市の重大なやりとりがあったと想

定される。この部分がやりとりとして一番知りたい部分である。これを非公開とすることは、住民の立場に立った判断とは言い難く遺憾であり、理解に苦しむ。個人情報には当然守られなければならないが、今回は結果的に全体を抑制するようなことになっている。非公開部分は“市民の知る権利”の範囲内であると考えられる。情報公開そのものが形骸化されるレベルでマスキングされている。非公開（一部）決定を取り消して公開を求める。

#### 4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 建築物に関する通報・苦情相談票について

この通報・苦情相談票は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係規定に違反している建築物等に対して、スムーズで適切な違反是正を行うための調書として任意で作成している。

##### (2) 通報・苦情相談票作成の流れ

建築物に関する通報・苦情が市に寄せられると相談者の氏名、住所、通報・苦情の内容などの聞き取りを行い、通報・苦情相談票を作成する。

状況により、緊急を要すると思われる場合には、原則として受付後、速やかに現地等の調査を実施し、適切な処理を行う。

職員は、原因者（建築主等）から聞き取り及び調査を行い、その経過や結果、必要に応じて、建築物の安全性の確保について指示等を行い、通報・苦情相談票をまとめ報告している。

また、必要に応じ、原因者には是正報告書の提出を求めるなど、違反是正に向け適切な処理に努めている。

##### (3) 異議申立てに係る処分をおこなった理由

ア・平成23年7月5日 通報・苦情相談票について

・平成23年7月20日 PM 通報・苦情相談票について

この通報・苦情相談票には、現在の状況と相談者からの相談内容として原因者への個人的な見解が記載されている。

この見解については、公開することにより不必要に市民の間（相談者及び原因者）に混乱を生じさせるおそれがあり、今後の是正指導業務の適正な指導に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号エ本文に該当することとし、公開をしない部分とした。

イ・平成23年7月20日 AM 通報・苦情相談票について

この通報・苦情相談票には、相談地での、原因者との打合せ内容が記載されている。この内容については、是正指導に関する情報であって公開することにより、今後の是正指導業務の適正な指導に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号エ本文に該当することとし、公開をしない部分とした。

ウ・平成19年9月21日 メールの内容について

これは、原因者から相模原市に寄せられたメールを記載している。

このメールは、原因者から相模原市の是正指導についての意見であって公開することにより、当該事務の適正な指導に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号エ本文に該当することとし、公開をしない部分とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件に関する事実経過について

該当の建築物は、過去に、事務所兼用住宅を用途として建築確認申請が出された物件である。実施機関は周辺住民からの苦情を受け、調査をしたところ、該当の建築物が都市計画法の用途地域に違反するものであったため、建築主に対し用途に合った使用をするよう是正指導を行っている中で、公文書公開請求がされたものである。

### (2) 本件対象文書について

本件対象文書は、ある土地の都市計画法用途地域違反の建築物についての、「通報・苦情相談票」「建築主からのメール」「該当地区の地図」「該当建築物の写真」「建築計画概要書」である。

### (3) 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

#### ア 本号の趣旨及び解釈

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするというものである。しかし、本号ただし書アでは本号に該当する情報ではあっても、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は除

くこととしている。

イ 当審査会の判断について

実施機関が個人情報として非公開とした情報のうち、「通報・苦情相談票」の中の、①建築主の欄の住所及び電話番号、②市に来庁した相談者側の人数、及び市が違反現場で是正指導をしている際の建築主側の人数、③市が違反現場で是正指導をしている際の建築主の名称、を除いたものについては、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないから、非公開とすることが妥当である。

しかし、①及び③については、個人情報ではなく法人情報と判断すべきであり、かつ、これを公にしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないため、公開とすることが妥当である。また、②についても、個人に関する情報ではあるものの、特定の個人を識別できるものではなく、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものではないから、公開とすることが妥当である。

(4) 条例第7条第2号（法人等に関する情報）該当性について

ア 本号の趣旨及び解釈

条例第7条第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするというものである。

イ 当審査会の判断について

実施機関が非公開とした建築主の発言・内容のうち、法人の経営状況に関する情報については、事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、公開することにより法人の営業活動を損なうものと認められるため、非公開とすることが妥当である。実施機関は、公開すると市と建築主の間の信頼関係を損ねるという条例第7条第5号の事務事業上の理由から非公開としているが、むしろ本号に該当しているため非公開とすべきである。

(5) 条例第7条第5号エ（事務事業の実施に関する情報）該当性について

ア 本号エの趣旨及び解釈

条例第7条第5号エは、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」を公にすることにより、「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報について非公開とするというものである。これは、公開することにより反復継続される同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含み、支障の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、おそれの程度も、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。さらに、判断の対象となる情報を公開した際の不利益と利益を比較衡量して判断し、支障の度合いを判断する必要がある。

#### イ 違反建築物に対する是正指導について

違反建築物に対する是正指導は、それぞれの市区町村の裁量により、行政指導の位置付けで行っているものである。是正指導に従わない場合は、建築基準法第9条第1項「特定行政庁（本市の場合は市長）は、違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる」に基づいて、是正命令をすることができ、それでも是正されない場合は行政代執行をすることができる。しかし実際は、本市において是正命令を経て行政代執行をした例はなく、全国的にもまれであることから、実施機関は同種の違反建築物に対する是正指導と同様に、建築主には行政指導により違反行為を是正させることを基本とし、建築主と市との間に信頼関係を築きながら、建築主の任意の協力を得て、是正を行っているとのことである。

#### ウ 当審査会の判断について

条例第7条第5号エの該当性については、情報の種類ごとに判断する。

- ① 建築主の発言・内容のうち、法人の経営状況に関する情報を除いたものについては、市とのやりとりの中での発言・内容が書かれており、是正に向けた現在進行中の状況と、単なる会話の受け答えに過ぎないと思われるものに分けることができる。是正に向けた現在進行中の状況についての部分を公開すると、建築主に市への不信感や誤解を与え、態度を硬化させ、是正指導の継続が困難になるおそれが考えられることは否定できない。しかし、単なる会話の受け答えに過ぎないと思われる部分については、これを公開することで是正指導の継続が困難になるとは考えにくいいため、別表に示したとおり、公開とすることが妥当である。

② 建築主からのメールについては、市の是正指導に対する率直な意見の表明であり、この種の情報が公開されることになれば、将来、同種の違反事案において、是正指導の対象者が率直な意見を表明しなくなるおそれがある。よって、本号に該当し、非公開とすることが妥当である。

③ 市職員の発言等であるが、実施機関は、これを公開すると市の指導対応（手口）が把握され是正指導の傾向が推認されてしまい、他の違反事案の是正状況との比較が可能となり、指導の実効性が縮減するおそれ、または第三者に同種の違反を模倣されるおそれがあると主張している。当審査会が対象文書を見分したところ、市職員の発言等は、違反現場での具体的な指導の手順、市の指導内容に分けられる。違反現場での具体的な指導の手順については、これを公開すると、今後、違反現場での市の手順が知られてしまい、指導の実効性が縮減し解決に時間がかかることにもなり、違反是正事務に著しい支障が生じるおそれがあり、非公開とすることが妥当である。

しかし、市の指導内容については、公開することにより生じる支障についての判断は、公開することにより生じる利益を考慮して行われるべきものであり、開かれた市政の推進を図り、市民に説明する責務を全うするという条例の本来の目的から考えると、公開を前提に判断すべきである。とすれば、市の指導内容については、誰もが知り得る内容とは言えないにしても、公開して市民に説明すべき一般的な市の指導の範囲内と考えられ、これを公開することによって生じる利益は、公開することにより生じる不利益を上回ると考えることを原則とするべきである。さらに、対象文書全体を通して見ても、この部分を公開することで、本件及び将来の違反是正事務に真に支障が生じるとは考えにくい。よって、別表に示したとおり、市の指導内容については、公開とすることが妥当である。

④ 苦情の内容であるが、これは、具体的な相談の内容・意見が書かれており、公開すると、今後、市民が通報を控えてしまうなど、違反是正事務に著しい支障が生じるおそれがあり、非公開とすることが妥当である。

⑤ 苦情・相談の件数、物件名であるが、件数については、実施機関の主張によると、これを公開すると市の指導経過が把握され、建築主及

び建築主以外の者が是正指導に従わなくなり、是正命令等の行政処分の対象とはならない違反が繰り返されるおそれがあるとのことであるが、件数を公開したからといって、第三者が同種の違反を模倣するとは考えにくい。物件名についても、単に該当建築物を市がどのように捉えているかを示しているにすぎず、これを公開することで、真に事務事業上の支障が生じるとは考えにくい。よって、公開とすることが妥当である。

## (6) 結論

以上の点から、当審査会は、実施機関が非公開とした部分について、別表に示した部分については公開とすることが妥当であると判断する。

## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年10月20日	・実施機関からの諮問
11月10日	・実施機関からの理由説明書を受理
11月21日 (第2部会)	・審議 ・実施機関からの意見聴取
12月19日 (第2部会)	・審議 ・異議申立人からの意見陳述
平成24年 1月23日 (第2部会)	・審議 ・実施機関からの意見聴取
2月20日 (第2部会)	・審議
4月 9日 (第2部会)	・審議
5月21日 (第2部会)	・審議
6月29日 (第2部会)	・審議

第2部会委員 後藤 光男  
井上 雅彦  
桑原 勇進



別表

対象文書「通報・苦情相談票」

区分	公開すべき部分	
平成17年5月12日	建築主の欄	住所・電話番号
平成18年5月10日	4行目24字目から36字目まで	
平成18年6月15日	2行目5字目から33字目まで	
	3行目1字目から19字目まで	
	4行目1字目から30字目まで	
平成19年9月21日	3行目18字目から 4行目30字目まで	
	8行目1字目から 9行目21字目まで	
	17行目7字目から40字目まで	
通報・苦情相談票 (平成23年度)	1ページ目の右上	苦情・相談の件数
	2ページ目から 4ページ目の右上	苦情・相談の物件名
平成23年6月28日	相談者の欄	市に来庁した相談者側の人数
	建築主の欄	住所・電話番号
	2行目26字目から28字目まで	
平成23年7月20日	2行目18字目から20字目まで	
	3行目1字目から31字目まで	
	5行目1字目から 6行目30字目まで	
	7行目1字目から38字目まで	
	11行目1字目から30字目まで	
	15行目1字目から39字目まで	
	16行目1字目から32字目まで	
	17行目1字目から38字目まで	
	18行目1字目から 19行目26字目まで	
	20行目22字目から38字目まで	
	平成23年7月21日	2行目1字目から7字目
平成23年8月 3日	9行目1字目から32字目	